

第4次再審請求を申し立て

3月15日、横浜地裁へ

今回は横浜事件フレームアップの虚構を、正面切って告発!

新証拠は「予審終結決定」と「細川論文」の歴史家鑑定書

再審請求人は小野新一、斎藤信子さん。
弁護士団は日下部団長以下11名で構成

横浜事件

再審裁判を
支援する会

No.43

2002. 5. 10

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

掲の通りです。

今回、第四次としたのは、第二次再審が審理中の一九九八年八月、故木村亨さんの夫人や板井庄作氏らにより第三次再審が申し立てられたからです。その再審請求の主張は、「横浜事件の判決が出された四五年九月の時点では、ポツダム宣言の受諾によりすでに治安維持法は失効しているので、同法による処罰は許されない」というものです。

これまでの経過

▼かえりみると、一九八六年七月の第一次再審申し立てから数え、早くも一六年が経過しました。第一次は被害者と遺族九名によつて申し立てられました。再審

▼一昨年7月、最高裁は横浜事件第二次再審請求の特別抗告に対し「棄却」を決定しました。一片の良心もうかがえない、形式手続き論での門前払いでした。
このままではすまされないと、佐藤博史先生ほか新たなメンバーを加えた弁護士団で検討し、準備してきたすえ、去る3月15日、横浜地裁へ第四次の再審請求を申し立てました。

請求人は、前回どおり故小野康人さんの遺族、小野新一さんと斎藤信子さん。弁護士団は次ページ別

「会員」の更新がまだの方は、ぜひまた更新の手続きをお願いいたします!

——年会費は二千元、郵便振替用紙を同封しました。

請求に当たっては「新証拠」の提示が必要とされますが、この第一次で新証拠としたのは、五二年四月（サンフランシスコ講和条約発効の直前）横浜事件にかかわった特高警察官による拷問の事実を認定した最高裁判決でした。

しかしこの第一次再審請求は、九一年三月、最高裁の棄却で終わりました。

▼第一次再審請求で最大の力となつたのは、横浜事件の裁判記録が（裁判所みずから焼却処分したため）ほとんど残存しておらず、そのため改めて審査することが不

可能だという言い分でした。

そこで第二次再審請求は、「一件記録の不存在」という逃げを許さないため、数少ない資料のうち「予審終結決定」と「判決」の二つがそろって残っている小野康人氏のケースに的をしぼり、これを横浜事件全体の再審の突破口と位置づけて取り組みました。まだ存命中だった小野貞さんと遺児のお二人が請求人となりました。

▼第二次では、小野さんの「犯罪事実」が、細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」を雑誌『改造』に掲載するため編集部員として協力、校正をしたとなつているのに、かんじんの細川論文が「証拠」としてあげられていない点をつき、細川論文そのものを新証拠としました。

しかし裁判所は、証拠の項目には挙げていなくとも、調べはしたはずという「憶測」で逃げの一手に終始し、初めに述べたように一昨年七月の最高裁棄却で終わったのでした。

第四次再審のポイント

▼特高警察が描いた横浜事件のシナリオの中心にすえられているのは、細川嘉六氏が、中央公論社、改造社の若い編集者や満鉄の研究者を故郷の富山県泊町に呼んで開いたという「泊会議」です。実際は懇親会に過ぎなかったこの宴会を、特高は「共産党再建会議」と決めつけ、この「泊会議」の決定にもとづいて細川論文が書かれ、『改造』に掲載されたというのが大きな筋書きでした。

したがって、小野康人さんの予審終結決定（予審判事により、長い取り調べのあと書かれたもの）でも、この「泊会議」について縷々書かれています。

ところが、その後の判決を見ると、奇妙なことにこの「泊会議」の部分がそっくり削除されているのです。特高警察や検察がどんなに躍起になってもその証拠を見つけないことが出来ず、また太平洋戦争

に突入した段階で共産党再建謀議があつたというのはさすがにリアリティーに欠けると判断したからだと思われれます。

この「泊会議」欠落については再審裁判の当初から指摘され、横浜事件の空中楼阁性を物語るものといわれてきましたが、再審裁判の中で取り上げられることはありませんでした。

▼しかし今回の第四次再審請求ではこの問題を正面から取り上げ、判決の論理構造、証拠構造の点から、この「泊会議」の前提が崩れば犯罪事実そのものも崩れ去ることを論証し、「泊会議」の虚構性を示す「予審終結決定」を新証拠としたのです。

▼次に新証拠としたのが、細川論文についての今井清一、荒井信一先生の鑑定書と、その後に加えられた波多野澄雄、筑波大教授の鑑定書です（別掲、要約参照）。

これらの鑑定書についてはこの会報ですでお伝えしましたが、細川論文が「共産主義的啓蒙論

第四次再審請求弁護団

弁護団長 日下部長作
事務局長 大川隆司

山本 一郎
山本 祐子
小沢 弘子
佐藤 博史
笹隈 みさ子
笹森 裕之
横山 充宏
藤田 真
竹田 真

文」でないことが証明されれば、その論文の掲載に協力したという「犯罪事実」が消滅することはいうまでもありません。

▼第四次再審請求のポイントについては、詳しくは次の「再審請求書」の要約をご覧いただきたいと思いますが、以上の二点からだけでも、今回の再審請求が「治安維持法体制」そのものに切り込んだものになることがお分かりいただけると思います。

▼この4月、有事法制という名の軍事法制の復活をもくろむ法案が提出されました。その本質は、一言でいえば「戦えない自衛隊」を「戦う国軍」に脱皮させ、国家総動員体制への道を切り開くとともに、平和憲法体系の土台を突き崩

そうというものです。

このような時期、戦前日本の国家体制に治安維持法体制の根幹に切り込む第四次再審裁判の意味は大きいと思います。引き続きのご支援と、関心ある方々への呼びかけをお願いいたします。

(支援する会事務局・梅田)

◆泊へ現地調査

希望の方は一緒に！

◎きたる7月6日(土)～7日(日)、弁護団と支援する会とで、横浜事件発祥の地(?)富山県泊(現朝日町)へ一泊で現地調査に行くことにしました。

◎泊には、細川先生はじめ事件関係者が宿泊し、「泊会議」の舞台となった紋左旅館が今も営業しており、問題の部屋もそのまま保存されています。現地調査団も、その紋左旅館に泊まります。

7月26日(金) 18時、第四次再審の集会

◆岩波セミナールームで

第四次再審裁判のカギとなる細川論文について、鑑定書を書いていただいた今井、荒井、波多野先生においでいただき、太平洋戦争当時の日本

のアジア政策、ひいては当時の治安維持法体制等を学習する集会です。

会員の皆様には改めてご案内しますので、どうぞふるってご参加ください。

再審請求書(要旨)

去る3月15日(二〇〇二年)、横浜地裁に提出した再審請求書のあらましをご紹介します。原文は37ページの長文です。原文が必要な方は、事務局へ申し込んで下さい。

第一 請求の趣旨(略)

第二 請求の理由

1 請求人らと小野康人との関係(略)

2 確定判決が認定した犯罪事実と証拠

確定判決(横浜地裁。一九四五年9月15日)は、①『改造』編集部員・小野康人は、細川論文が「共産主義的啓蒙論文」であることを「知悉しながら」、編集会議で掲載に賛成、校正などをした、②細川

家族に二〇円のカンパを行ったこと、を「犯罪事実」とした。証拠は小野や相川博の供述など。

3 確定判決の証拠構造

確定判決は、①小野はかねて共産主義者であった、②細川論文は共産主義的啓蒙論文である、③④小野は事情を認識しながら、右犯罪事実を行った、と断定した。こうした断定のためには、右犯罪事実の動機とした「党再建準備会」の存在が不可欠の前提で、これが否定されれば、確定判決は砂上の楼閣となる。

4 旧刑法適用事件における証拠の明確性の判断方法

旧刑法適用事件についても、白鳥事件や財田川事件の再審開始決定の趣旨は妥当する。すなわち請求人らの提出する新証拠が、も

し「確定審の審理中に提出されてきたとすれば、はたして確定判決の事実認定に到達できたであろうか」という観点から、新証拠と旧証拠を総合的に評価して判断すべきであり、「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」。

5 確定判決と細川論文

確定判決は、細川論文が共產主義的啓蒙論文だということを大前提にしており、これに合理的な疑いを生じさせる証拠は、再審開始に足る新証拠である。

6 確定判決の非裁判性

確定審は戦争犯罪・責任の追及を恐れた司法当局の「即日判決」という茶番だった。

7 新証拠その1

予審終結決定と「泊会議」の写真等——予審終結決定では、「泊会議（党再建準備会の結成）を認

定し、その上で小野康人の犯罪事実を認定した。ところが確定判決は泊会議をすっぽり削除した（他の部分は終結決定と全く同文）。先述の「党再建準備会」という大前提を消去したのだ（証拠構造の土台崩壊）。泊会議なるものは細川の友人たちの慰労宴であった。九枚のスナップ写真はすべてそのことを証明している。

8 新証拠その2

細川論文に関する鑑定書等——第二次再審で提出した今井清一、荒井信一両教授の細川論文鑑定書は、当時の裁判書の判断を経なかったので、新証拠としての資格を持つている。

① 細川論文は確定判決のいうように、「唯物史観の立場より社会の発展（確定判決）を説いたものであったか。

細川の主張は「戦前のマルクス主義者にはあまりみられない第一次大戦後の国際平和機構に對する高い評価など、独特の広

い見方を持っていた」。論文の骨格となつている「文明と文化との調整問題は、唯物史観でいう生産力と生産関係との矛盾という概念よりもっと広いテーマである」（今井鑑定書）。

細川の世界史観は、「生産力史観（工業中心史観）、ヨーロッパ中心史観を特徴とするものであつて、史学史的には自由主義的歴史観として分類できる性質のものであり、政治思想的には近代主義的リベラリズム左派の考え方に近い」。細川の生産力史観は「戦時中の言論界で流行した生産力（抗戦力）論の枠組みで展開されている」（荒井鑑定書）。

② 細川論文は「社会主義の実現が現存社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道」と説いたものであったか。

細川論文の結論は「それとは異なつており」、中国については、農民、勤労者、都市小市民と資本家、地主との「共存をめ

ざす新民主主義の道」を評価している」。細川論文の主題は世界の史の動向をにらんだ対外政策の問題であり、「民族自決政策が不徹底であつたことは、確かに当時の資本主義の問題ではあるが、社会主義とならなくては解決できない問題だとは論じていない」（今井鑑定書）。

細川はソ連の民族政策の成功を論じているが、それは後進地域の諸民族の近代化についてであり、「それが抗戦力論の枠組みの中で論じられていることは、細川の真意が、日本の『大東亜共栄圏』政策の批判にあつたことを示している。細川は日本がアジア諸民族を組織化し、その力を抗戦力として

役立てるためには、日本のアジア民族政策が合理的なものであり、その近代的な改革と自立を促進するような性質のものであるべきことを示唆したにすぎない」。細川は「革新」を説いているが、「この場合の『革新』が日本の国内革新（例えば社会主義革命）ではなく、

むしろ未解放諸民族の民族自決と近代の進歩の促進など、植民地主義と植民地支配の『革新』をさすことは、論文全体の議論の進め方から明らかである」（荒井鑑定書）。

今回、新たに執筆された波多野澄雄教授の鑑定書は、つぎのことを指摘する。

日本が対米英開戦に突入した時期の主要論題として、「占領地に軍隊を常駐させ軍政を布くのが有利か」、該地域の「民族に自治や独立を与えるのが有利か」という問題が存在し、「民間においてもさかんに論議の対象となっていた」。この点に関する細川の主張は、「東南アジア占領後の統治政策として、植民地化（軍政）よりも、可能な限り独立や自治を与えるべきという開戦前後の外務省を中心とする政府の主張と軌を一にするものであり、決して日本の対外国政策と矛盾するものではなかった」。「日本もドイツも少なくとも外交政策のレベルでは、戦争の勝敗と

は別に、大戦後の世界秩序を形成する基本原理は、諸民族の自治や独立を最大限に容認する方向にあることを予期していた」。「細川」ととって『革新』とは日本国内の社会主義革命でも、ソ連や中国の共産主義の支援と連携でもなく、帝国主義や植民地主義に立ち向かい、独立を志向するアジア諸民族に対する自決権の承認と支援を意味した」。

要するに細川論文は「人類史を發展させた普遍的な要因や理念に着目しつつ、ルネサンス以降の世界史の構造的な展開を示し、その文脈で当時の日本の国策のあり方を示そうとする啓蒙論文」であって、共産主義的啓蒙論文とはいえない。

細川論文は泊会議（昭和17年7月5日）の決定に基づき『改造』に掲載されたというが（予審終結決定）、その掲載は昭和17年7月中旬頃の編集会議で定められた、と確定判決は認定した。ところが『改造』8月号は同年7月25日に

発売された。編集会議後、わずかに一〇日間ほどで二百数十頁の雑誌を発売することは、印刷・製本・運送条件において当時よりはるか有利な今日でも、不可能である。7月中旬頃の編集会議は虚構である（橋本進論文『世界』99年10月号）。

確定判決は、証拠として小野康人供述や相川博供述をあげている。いずれも今日では存在しないが、その内容は相川博手記（特高によって書かされた）によって推察し得る。相川手記では、細川論文を検閲に提出しないことを編集会議で決定したと述べ、昭和19年8月分の『特高月報』にも同様の記載がある。ところが細川論文が検閲に提出され、通過したことは明白な事実であり、相川手記も特高の記述も虚構である。これらのことは、事件が特高による捏造であること、確定判決が証拠とした小野・相川供述の虚構性を示すものである。

事件のきっかけをつくった陸軍

報道部の当時の部員、平櫛孝少佐は、戦後（一九八〇年）の著書で、横浜事件について当局の捏造ぶりを指摘した黒田秀俊の記述（『昭和軍閥』）を引用し、「事実関係の大筋はそのようなものであった」と言い、反省の言葉を述べている。

9 結語

横浜事件は、現在の日本国憲法下では存在が許されない治安維持法を前提としても、許すことのできないフレーム・アップであった。司法のあり方が厳しく問われている今日、過去の司法にも問題があったことを率直に認めることが、新たな世紀における我々のつとめである。横浜事件における拷問特高を有罪とした最高裁の理由説明は、今日もなお示唆に富んでいる。司法の「犯罪」によって無念の死をとげざるを得なかった小野ら事件被害者に対して、法律家が唯一なし得ることは、小野康人らのすみやかな名誉回復である。

細川論文鑑定書 (要旨)

筑波大学教授 波多野澄雄 (文責) 事務局・片岡

一 はじめに

細川嘉六が第二次世界大戦の最中に『改造』誌上に発表した「世界史の動向と日本」と題する論文は、そのタイトルが示すように、とくに近代以降の世界史の動向を踏まえて戦時・戦後の日本の進路を示そうとしたものである。本鑑定書は、歴史学の立場のみならず大戦下の日本政府の対外国策との関連で吟味している。結論的に、細川論文は「共産主義的啓蒙」のための反政府的な時事評論ではなく、日本の進路がアジア諸民族に対する独立政策の推進や民族自立の尊重に向かうべきであり、それこそが世界史の動向に適うものであると主張したものであった。つまり政府内での議論をも踏まえた現実的な政策提言であり、治安維

持法に抵触する性質のものでなかったと判定するものである。

二 細川論文の政策的背景 — 占領地の独立をめぐる論争

細川が論文を執筆した時期は日本が対米英戦争に突入した前後と推定される。この時期、日本は軍事占領した東南アジアをいかに統治すべきかが戦略的課題であった。もとより日本の東南アジア占領の最優先の目的は資源の取得にあったが、そのためには軍事占領を継続し軍政を敷くのが有利なのか、それとも住民に自治や独立を与えるのが有利なのか、既に占領した中国も含めて議論の対象になっており、開戦直後まで日本政府でも軍でも定まっていなかつ

た。この議論に関して、とくに外務省は将来的には「大東亜共栄圏」の居住民族は独立させるのが原則と考えていた。これはそのまま政府の施策となったわけではないが、開戦前後を通じて一貫して占領地域の早期独立を主張していたのである。参謀本部も戦略上の妨げにならない範囲内で独立を容認(例えばフィリピン)する方針であったことが多くの資料から確認できる。現実にはその後の戦況の変化により東南アジア占領がほぼ終了した四二年五ごろには当面は軍政を敷く方針となり、戦局が悪化する四三年初頭には一定地域の独立や自治を許容する方針と変化する。いずれにしろ細川論文執筆時は軍政なのか独立・自治なのか、民間も含めて議論が行われ、組織的研究がなされていたのであった。

三 文明と文化 — 現代的課題としての「民族自決」

細川論文は、一国の発展よりも人類史を進展させた普遍的要因や理念に着目して、世界史の構造的展開の中で日本の国策を捉えようとした論文である。細川は文明Ⅱ人類の自然支配力の体系、文化Ⅱ人類の生活価値の体系という二つのキーワードを軸に、両者の調整が二〇世紀の課題であると論を展開する。細川によれば、二〇世紀は飛躍的に文明が発展したが、文化は照応する発展をなしていないのである。細川にとって文化Ⅱ人類の生活価値の体系とは、人類の最大多数がよりよく生きるための価値体系であって、それは諸民族が相互に異なる価値を承認し共生する世界のことであり、換言すれば民族自決の貫徹される世界である。文明の発展が不可逆的であるならば文化の照応も不可逆的であって、その観点から日本の進路を説くのである。この論文の執筆時は総力戦体制の構築が世界で進められた時期であるから、生産力・抗戦力の増強という国策に



▲3月15日、再審申し立ての後、横浜弁護士会館での記者会見

マッチする形で論を展開した当該論文は内閣情報局の検閲を通過してきたのである。他方で、歴史分析の枠組みとしては、社会発展の法則を生産力と生産関係の矛盾として捉える唯物史観の影響が認められる。しかしソ連や共産主義社会を理想としているのではなく、生産力・抗戦力の結集のために民族政策が効果的であることをソ連を模範例として示しているのではあ

る。細川論文が民族自決を文明発展の照応としての現代世界の課題と論じるならば、最重要なのは、この民族政策である。民族自決はウィルソン米大統領のような資本主義諸国から提唱されたものであったが、これらは工業化の過程で植民地主義を必然化させ、民族自決は不貫徹になったと批判する。対してソ連は工業化の発展が文化的成果も挙げた模範例として高く評価している。

四 民族政策の「革新」に向けて

中国やインドの実相を研究し、「大東亜共栄圏」の樹立は単に武力に拠るのではなく、世論を重視すべきと細川は説く。日本の従前の民族政策は欧米帝国主義の亜流や追従であるから、これを転換してアジア諸民族の自立国家の存立や独立平等の地位を確保することは日本にとっても有利と述べる。すなわち細川の主張は当時の外務省を中心とする考えとも軌を一に

するものであって、対外国策と何ら矛盾するものではなかった。主要交戦国が総力戦体制の構築に迫られるなかで、覚醒する諸民族を如何にして動員するかは、枢軸国、連合国を問わず、重要な課題であった。一九四一年八月に連合国側が戦争目的として公表した大西洋憲章も、民族自決権として、すべての民族の政体選択の自由、主権と自治の尊重を掲げており、それは反植民地主義の動かしがたい潮流、あるいは戦後世界の秩序を決定する要因として、連合国側のみならず枢軸国側にとっても重要な行動指針となっていた。実際、一九四三年後半には日独の外務省が両国の支配地域において自治や独立を段階的に容認していく趣旨の共同宣言に関して交渉しており、少なくとも外交指導者のレベルにおいては、戦争の勝敗とは別に民族自決の潮流を予期していたことがわかる。細川論文は、日本がアジア諸民族を組織化して抗

本の「革新」が必要と指摘する。細川にとってこの「革新」とは、国内の社会主義革命やソ連の支援のことではなく、反帝国主義や民族自立を意味しており、ソ連の影響は認められるものの、世界史の動向としての民族自決の原則に則る解決を説くのである。本論文の最後は、日本が未曾有の変革期に当たってアジア一〇億の諸民族を領導すべき国家政策を打ち出すことは「大和民族のみならずアジア民族の将来に史上空前の光輝をもたらす唯一の保障」であり、「米帝国主義の亜流者、追隨者としてアジア諸民族に対するときはアジア諸民族のうちに孤立する危険を自ら招くものである」とし、民族自決に基づく「革新」国策貫徹の必要を示唆して論文を締めくくっている。外務省の奮闘にもかかわらず、国策としてアジア諸民族に対する民族自決主義の貫徹は不十分に終わったが、その目指す方向は軌を一にするものであった。

会員の皆さんから

▼戦争被害（加害）の真相を究明する、そのための資料公開が横浜事件でも重要です。今、戦争被害調査会法を実現する市民会議が、国会図書館法の改定を超党派議員立法ですめています。それにも関わったらどうでしょうか。

儀 義文

▼波多野教授の講演報告は、細川論文の状況下を示した、まことに示唆に富んだものとして、参考になりました。貴会のご健闘を祈念しております。

秋間達男

▼一世紀は大変な幕開けとなつてしまいました。貴会のお仕事が一層価値あるものと思われま。

小島敏子

▼年会費とカンパ送ります。

野々村敬

▼十一月二日の会、不在のため残念ながら欠席いたします。橋 祐典

▼実家で過ごすことが多く色々な会に出られません。河合郁子

▼風化しつつある戦争中の時代。でも何かなし崩しに戦争に向かつてい

る気がします。 酒井 広

▼加速度的に激変しつつある中で、闘いを続けられる皆様のご健康をお祈りします。昨今の日本の動向は戦前生身で体験したことを徐々に甦らせます。同じようなことを再び繰り返すのでしょうか。出来る範囲で頑張っています。 田浦 勉

▼法鑑定決定は一步前進だと思えます。皆様の長年の努力がようやく実を結ぼうとしています。どうぞ健康にご留意の上闘いを続けてください。ますよう念じております。 原田 宏

▼朝日新聞にて、横浜地裁が第三次再審請求で初めて、事実鑑定の決定をしたとの記事を見ました。これまでの努力の成果がようやく実りそうな気配を感じます。ご奮闘を心より祈ります。 小平 克

▼会費の残り、ささやかながらカンパに。 辻 真先

カンパを寄せて下さった方々（敬称略）

（5月）田浦勉 大塚一男（7月）亀井幸代（8月）岩波芳組 横山新

千葉良信 田浦勉（9月）永田誠

（10月）辻真先 酒井広 儀義文

千葉良信 野々村敬 実方義雄 小林貞子 大江志乃夫 橋祐典 原田

宏 佐々木陽子 原満三寿 木口和夫（11月）木下忠司 塩田庄兵衛

横浜ベンクラブ 伊藤千里 近藤正巳 山内覚 伊藤宏之 大塚一男

大槻道夫 石原春男 熊谷浩一 小森修（12月）永田誠 深代典子 福田

詢 山川次郎（1月）梅田正己 天野あぐり

事務局から

※昨年11月2日第二回ビデオを観る会「日独裁判官物語」に小林英三郎さんの奥様・貞子さんとご子息・佳一郎さんが、ご出席下さいました。少人数ながら和やかに過ごしました。

※第四次の再審請求に向けて、弁護団会議を重ねてきました。その中で、

①裁判所へ三者協議（裁判所、検察官、弁護士）を申し入れる、②二回目の勉強会を開くこと（一回目は波多野先生の講演）、③泊事件の追体験をしようということになりました。

泊ツアーは7月6日（土）出発、7日（日）帰着です。費用は、宿泊費一

二〇〇〇円、交通費は新幹線東京を基点におよそ往復二〇〇〇円ほどです。宿泊先はもちろん「紋左」です。夜は郷土史家で会員でもあられる奥

田淳爾氏にお話をして頂くことにしています。会員の皆様のご参加をお待ち致します。申し込みは事務局へ。今のところ、日下部弁護団長、大川弁護士、竹田弁護士、事務局からは、橋本、梅田、片岡、金田、そして請求人から齋藤信子さんが参加します。他の方々は予定がたないということ未定です。「紋左」は宿泊人数五〇名ほどということですが。

※先日青山房子さんを訪問致しました。育てられた花が庭にいっぱい咲いていて、八六歳とは思えないほどお元気でいらつしやいます。

※いつも温かいご支援をありがとうございます。会費の更新がまだの方には振替用紙を同封します。どうか引き続きご支援をお願い致します。

入会申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8

松村ビル

横浜事件再審裁判を支援する会

TEL/FAX 03-3291-8066

<年会費>個人：2000円 団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」